

府省等名	農林水産省
------	-------

平成29年11月1日から平成30年4月30日までの間、官報に掲載された府省令等(法律・政令以外の府省令、規則、訓令及び告示。以下同じ。)について

(1) 府省令等の件数及びそのうち新旧対照表方式により改正した府省令等の件数

		府省令	規則	訓令	告示	合計
11	府省令等の件数	5	0	0	63	68
月	うち、新旧により改正した府省令等の件数	5	0	0	3	8
12	府省令等の件数	10	0	0	110	120
月	うち、新旧により改正した府省令等の件数	10	0	0	11	21
1	府省令等の件数	5	0	0	123	128
月	うち、新旧により改正した府省令等の件数	5	0	0	6	11
2	府省令等の件数	3	0	0	85	88
月	うち、新旧により改正した府省令等の件数	3	0	0	12	15
3	府省令等の件数	22	0	0	107	129
月	うち、新旧により改正した府省令等の件数	21	0	0	60	81
4	府省令等の件数	8	0	0	70	78
月	うち、新旧により改正した府省令等の件数	8	0	0	18	26

※1 件数は、府省令、規則、訓令及び告示別で記載してください。

※2 件数は、月別で記載してください。

※3 共同省令も含めて計上してください(A省、B省の共同省令の場合、A省1件、B省1件と計上。)

※4 新規制定、廃止の府省令等は除外し、一部改正の府省令等のみ計上してください。

府省等名	農林水産省
------	-------

(2) 新旧対照表方式により改正しなかった府省令等について、以下の改正しなかった理由に該当するものの件数

① 表・様式・図画の改正を含み、新旧対照表方式では文字が小さくなるなどにより、改正内容が分かりづらくなる。

② 新旧対照表方式によると文字数(官報の頁数)が増加し、非効率となる。

(例)

- ・同一の文言の改正を複数行うもの
- ・新旧対照表を作成しておらず、新旧対照表方式では新旧対照表を新たに作成する事務が増加するもの
- ・複数の府省令等を束ねて改正するもの
- ・大部分が新規追加や全部削除のもの(新旧対照表方式では、空欄箇所が大部分になるもの)
- ・大量の号ずれが生じるもの

③ その他

①	②	③
5	12	435

※1 ①②の両要素を含む場合は、①②の双方に計上してください(①1件、②1件と計上)。

※2 ③には、①②以外の要素が理由のものを計上してください。

(3) (2)③「その他」に該当する主管の府省令等について、新旧対照表方式により改正することが、不可能、困難又は支障が生じるなどの課題を理由として、新旧対照表方式により改正しなかった(改め文方式により改正した)ものの代表事例(3つ以上)について、該当する府省令等の名称、新旧対照表方式により改正しなかった具体的な理由、改め文(官報の写し)及び新旧対照表

府省令等の名称	新旧対照表方式により改正しなかった具体的な理由
保安林の指定施業要件の変更 (平成30年4月25日農林水産省告示第931号など)	<p>保安林の指定は、森林法の規定に基づき、保安林の所在場所、指定の目的、指定施業要件を定めることとなる。</p> <p>この内容の一部を変更する場合、新旧対照表方式や改め文方式をとると、法令集によって現行の規定が確認できる省令等と異なり、変更点は明らかになるものの新旧対照表に記載されない他の内容は、当該改正告示を見ただけでは把握することが困難であり、例えば、保安林の所在場所を変更する場合、新旧対照表方式ではその保安林の指定の目的、指定施業要件の内容をすぐに把握することが難しく、森林所有者等に不利益となる。</p> <p>また、変更の内容によっては、例えば隣接する保安林に係る複数の告示の内容を一つにまとめ告示したり、一つの告示で指定していた保安林を分割して指定するために複数に分け告示する場合もあり、法技術的な観点からも新旧改正方式を採用することが難しいケースも存在する。</p> <p>こうした理由から、保安林の指定施業要件の変更については、変更箇所を含めて書き下ろす方式をとることとしており、そもそも改正方式として一部改正の方式がなじまない。</p>

※1 改め文(官報の写し)及び新旧対照表は、別途現物を添付してください。

※2 記載する府省令等の数に応じて、表の行を追加して記載してください。

3 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (二) 次の図一及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県庁及び花巻市役所に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第九百二十九号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
 平成三十年四月二十五日
 農林水産大臣 齋藤 健

一 保安林の所在場所 秋田県大館市比内町味噌内字只越下三四、三五、七三の三、七三の六
 二 指定の目的 土砂の流出の防備
 三 指定施業要件
 (一) 立木の伐採の方法
 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字只越下七三の三・七三の六（以上二筆）について次の図に示す部分に限る。
 2 その他の森林については、主伐に係る伐採を定めない。

3 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (二) 次の図一及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び大館市役所に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第九百三十号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
 平成三十年四月二十五日
 農林水産大臣 齋藤 健

一 保安林の所在場所 秋田県大館市南外字伝上坊三八、三九、四二から四四まで
 二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件
 (一) 立木の伐採の方法
 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字伝上坊三八・四三・四四（以上三筆）について次の図に示す部分に限る。
 2 その他の森林については、主伐に係る伐採を定めない。

3 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (二) 次の図一及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び大館市役所に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第九百三十一号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
 平成三十年四月二十五日
 農林水産大臣 齋藤 健

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 福島県河沼郡会津坂下町大字片門字南乙二一四の二、大字高寺字上越引四七七〇の一、四七七一から四七七三まで、四七七四、大字東松字東田甲一の一、甲一四、甲一五の一、甲一三七の一、字堂ノ後乙九三三、乙九三四、乙九三七、乙九四〇の一、乙九四〇の二、字堂ノ前乙八七六の一、乙八七七、乙八七八の一、大字勝大字草山六一七九から六一八一まで、六二二五、大字牛川字花立山六〇〇六の二、大字坂本字大蔵沢山丁二〇九八の二、丁二〇九八の五、丁二〇九八の八から丁二〇九八の一〇まで、丁二〇九八の二九

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
 三 変更後の指定施業要件
 (一) 立木の伐採の方法
 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字上越引四七七〇の一、四七七一から四七七三まで、四七八〇、字東田甲一の一、甲一四、甲一五の一、甲一三七の一、字堂ノ

後乙九三三、乙九三四、乙九三七、乙九四〇の一、乙九四〇の二、字堂ノ前乙八七六の一、乙八七七、乙八七八の一、字草山六一七九から六一八一まで、六二二五、字花立山六〇〇六の二、字大蔵沢山丁二〇九八の二、丁二〇九八の五、丁二〇九八の八から丁二〇九八の一〇まで、丁二〇九八の二九
 2 その他の森林については、主伐に係る伐採を定めない。
 3 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (一) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 (二) 次の図一及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び会津坂下町役場に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第九百三十二号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
 平成三十年四月二十五日
 農林水産大臣 齋藤 健

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 福島県南会津郡南会津町野戸字伊与戸入二一八の一七（次の図に示す部分に限る）、二一八二の一、二一八二の五、二一八二の六、二一八二の八
 二 保安林として指定された目的 水源の涵養
 三 変更後の指定施業要件
 (一) 立木の伐採の方法
 1 主伐に係る伐採は、定めない。
 2 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (二) 次の図一及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び南会津町役場に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第九百三十三号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
 平成三十年四月二十五日
 農林水産大臣 齋藤 健

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 福島県南会津郡南会津町野戸字伊与戸入二一八の一七（次の図に示す部分に限る）、二一八二の一、二一八二の五、二一八二の六、二一八二の八
 二 保安林として指定された目的 水源の涵養
 三 変更後の指定施業要件
 (一) 立木の伐採の方法
 1 主伐に係る伐採は、定めない。
 2 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (二) 次の図一及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び南会津町役場に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第九百三十四号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
 平成三十年四月二十五日
 農林水産大臣 齋藤 健

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示（重要流域（平成二十九年三月二十一日農林水産省告示第四百一号で指定された重要流域をいう）に係るものに限る。）で定めるところによる。
 昭和六十一年七月二十一日農林水産省告示第千三百三十一号
 二 変更に係る指定施業要件
 (一) 立木の伐採の方法 変更しない。
 (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (三) 次の図一及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び香美市役所に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第九百三十五号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
 平成三十年四月二十五日
 農林水産大臣 齋藤 健

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。
 昭和六十二年七月二十二日農林水産省告示第千十八号
 二 変更に係る指定施業要件
 (一) 立木の伐採の方法 変更しない。
 (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (三) 次の図一及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第九百三十五号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
 平成三十年四月二十五日
 農林水産大臣 齋藤 健

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。
 昭和六十二年七月二十二日農林水産省告示第千十八号
 二 変更に係る指定施業要件
 (一) 立木の伐採の方法 変更しない。
 (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (三) 次の図一及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第九百三十五号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
 平成三十年四月二十五日
 農林水産大臣 齋藤 健